

令和6年第1回玉東町議会定例会会議録

令和6年3月6日玉東町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和6年3月6日午前10時00分招集

2. 令和6年3月7日午前9時59分開議

3. 令和6年3月7日午後0時06分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	小島 隆一	町民福祉課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健介護課長	清田 浩義	会計管理者	井上 浩成
教育委員会 事務局長	清田 博之	農業委員会 事務局長	岩川 康幸

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	塚本 洋子
議会事務局書記	松村 早苗		

10. 議事日程

日程第1	議案第11号	玉東町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案第12号	玉東町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案第13号	玉東町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第14号	玉東町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第15号	玉東町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について

- 日程第6 議案第16号 令和5年度玉東町一般会計補正予算（第9号）
日程第7 議案第17号 令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第18号 令和5年度玉東町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第19号 令和5年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第20号 令和5年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第21号 令和5年度玉東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

2番 功 刀 圭 一 3番 大城戸 廣 澄

開議 午前9時59分

○議長（松尾純久君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第10号までについては既に採決が終わり、散会しておりました。

日程第1 議案第11号 玉東町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第11号「玉東町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

説明につきましては、こちらですね、参考資料のほうも準備しておりますので、こちらのほうを御準備いただきたいと思っております。

それでは、議案第11号について御提案いたします。

玉東町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月6日提出、玉東町長。

提案理由です。玉東町役場庁舎建設事業において建設する庁舎の1階部に、民間テナント受け入れスペースを設けることとしているが、当該受け入れスペースの貸付料に関し、条例に明示するためこの条例を制定するものであります。

補足説明になりますけれども、今回の条例改正の趣旨につきましては、新庁舎の1階部に民間テナント受け入れスペースを設けることに伴いまして、地方自治法第238条の4第2項の規定に基づく行政財産の貸し付けに係る貸付料について、必要な事項を定め、所要の改正を行うものです。

貸付料の算定根拠につきましては、専門家であります不動産鑑定士に算定業務を依頼しており、新庁舎の位置、近接する交通状況、町内及び近隣の玉名市の相場などを調査、考慮し、貸付料が算定されております。

続いて議案書2枚目は改正文となります。説明につきましては、3枚目の新旧対照表を用いて

説明させていただきます。

左側が現行です。右側が改正後案となります。罫線部分が今回改正を行ったところとなります。まず第1条、本文中です。「使用料」の次に「及び同法第238条の4第2項の規定による行政財産の貸し付けに係る貸付料」を加えております。

第2条、見出し、「使用料」の次に「及び貸付料」を加えております。

そして本文中1項を新たに加えております。第2条の第2項としまして、行政財産の貸付料の額は、別表第2のとおりとし、使用期間が一月未満の場合は日割り計算とする。ただし、別に定めがある場合や公募の方法その他競争によりその相手方を選定する方法により、貸し付けるときはこの限りではないという一文を加えております。

第3条の見出しには、「及び貸付料」を加えております。

次の2ページ目をご覧ください。

2ページ目につきましては、第4条の見出しと本文中、第6条の本文中、「使用料」のあとに「等」を加えております。

附則、第3項も改正しております。

そして、3ページ目をご覧ください。

別表第2、第2条関係、こちらがですね、貸付料を規定している別表第2となります。参考資料のほうも併せてご覧いただければと思います。別表2です。種別、建物、玉東町役場本庁舎1階部。区画につきましては、この図面の下のほうが南側となります。現庁舎側です。まず、この東側のほうをですね、A区画、それから西側のほうをB区画としております。そしてA区画のほうは南側をA1としまして、北側に向かってA2、A3、A4、B区画は南側をB1としまして、北側をB2としております。面積につきましては、A区画はすべて88.5平方メートル、B区画につきましては、B1が59.32平方メートル、B2が64.95平方メートルです。

月額貸付料につきましては、A1から順に17万円、15万2,000円、14万9,000円、14万8,000円、10万円、10万8,000円と規定しております。

それから算定の際、この中のA3区画が標準区画となっております。それぞれあとはそれぞれの区画が持つ要素を加味し算定しております。参考までに平米単価が高い区画は、正面入り口に近く、角地でありますA1となります。平米単価が1,920円、それから平米単価が最も安い区画は、正面入り口から遠く、間口が狭小であるB2となります。平米単価が1,662円となります。

議案書の2枚目に戻ってください。

附則です。この条例につきましては、令和6年5月1日から施行するというふうに規定しております。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） おはようございます。

テナントの申込書の受け付けが1月24日からですかね、始まっていると思いますけど、現時点でどれくらいの申し込みがあるのかと、またその件数をどう評価されていますか。

お願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 1番、前田議員の御質問にお答えします。

現在ですね、募集のほうは1月24日から始まっており、一応3月28日までが期限となっております。現段階で現状ですね、正式な参加についてはですね、まだ1件もあっていないというような状況です。ただ、引き合いについてはですね、数件あっておるような状況ですので、評価につきましては、最終的にですね、参加事業者が揃ったところで評価させていただきたいというふうに思うところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） その引き合いというのはどういうレベルなんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 引き合いについてはですね、1件につきましては、恐らくですね、恐らく参加してくれると思っているところです。もう一件につきましては、現在検討を始めた段階というぐらいのレベルだというふうに認識しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 参加資格の中に、これまでに同種業務での営業実績を有する事業者であることとありましたが、どういう店舗をイメージされておりましたか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 今回の条件としましては、金融機関と飲食料品を扱う小売店というふうに規定しておりますので、その業種の実績がある業種をですね、今回の参加資格としているというところなんです。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） その飲食料品小売店だけですね、飲食店はだめということですね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 前田議員の御質問にお答えします。

条件としては、最低条件としては、飲食料品を扱う小売店と規定していますので、場合によってはですよ、それプラスイートインができる飲食店か、そういったこともですね、最低条件の小売店の条件はクリアしていますので、そういった類の業種のお店もですね、可能かというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） その申し込み受け付けの期限までに申し込みがもしなかった場合、それか全部埋まらなかった場合は、賃料の設定などいろんな多様な業種を受け入れる考えはありますか

か。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） まずですね、3月28日までの期間を設けておりますので、そこまで状況を待ってみたいと思います。仮にその間ですね、私たちが望む業種の参加表明がなかったときにはですね、それ以降は随時募集に切り換えて対応していこうと思っています。

それから、それでもですね、参加がないときには、また執行部のほうで検討してですね、また皆さん方の御意見とかですね、アイデアを拝借できればいいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） その中で賃料の設定も見直される予定と。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 今回の条例改正の中にもですね、そのような文言の規定を設けているところです。今回第2条の第2項にですね、そのように町長の判断で柔軟に対応するであるとかなですね、あるいはまた、この貸付料の金額の、貸付料の額の改正についてですね、ここで御提案して、審議をいただきたいというふうに考えているところです。可能性としてはそういった貸付料の変更についても、柔軟に弾力的に対応していきたいというふうに思っています。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ごめんなさい、しつこくで申し訳ないです。仮に1件決まったとします。

1、2件決まって残り空いている状態が何年も続いたとします、しばらく、そうなったときの家賃の見直してすごくしにくと思うんですよね。そういう場合も見直しとかされていかれる考えですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

例えばマンション、売れ残った場合に、マンションとか区画整理したとき、住宅の区画整理、で、売れ残ったときどうするかという問題と変わらないと思いますけど、1番に買った人、やっぱりどうしてもそこが基準になります。そこより下げるときはですね、やっぱり1番に買った人の家賃も下げていかなければならない、そういう状況になりますから、できるだけですね、下げないで理解を求めていきたいと。1か所、1区画だけ借り手があって、あとが空いた場合はですね、町としてですね、どういう施設にするか、そういうことも考えていかなければならないと。柔軟な体制をもってですね、対応していきたいと。いろんな考え方ができるんじゃないかなと思っております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

私は個人的にちょっと、一般的な小型スーパーマーケットにしては高いのではないかなと思っております。いろいろお伺いしました。一応反対討論まで考えてはいたんですが、柔軟に対応されるとのこ

となので、以上で終わります。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） おはようございます。

今、前田議員からですね、中身についてはありましたが、やはり附則の中でですね、町長が特別の理由があると認め場合は必ずしも別表の基準によらないとかありますですね。やはりそういう弾力的なやつを考えられるならですね、やはり議会あたりもですね、キャッチボールしながらですね、やはりやってもらいたいというふうに思います。やはり前田議員も言いましたように、ちょっと家賃の単価が少し高いのじゃないだろうかというふうに私は思います。もう建屋は建つとっただけですね、できるだけ入れて賑わいを創出したほうがいいと思いますので、やはり、余り家賃が高いとですね、これにまた光熱費や人件費が加わりますので、やはり高いとですね、やっぱり入ってくる人たちもですね、今は大店舗あたりに行けば何でんそろろとですよ。玉東あたりにですね、やはり来る人もですね、やっぱりなかなか空き店舗が多いと非常に来にくいと思いますので、やはりそのへんはですね、してもらえと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

弾力的にと私は言いましたね。言われることはですね、そこに含まれております。この家賃設定はですね、基準単価です。近傍、近隣ですね、今の貸付料を見てこれ設定しておるわけですから、柔軟な体制をとると言いましたから、その点はですね、心配されなくていいんじゃないかなど。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今ですね、やはり町民の方もですね、新庁舎がですね、できて、「わあ良かつの建ったなあ」というふうに言われております。ただですね、「店舗は入っとかいた」というような声を聞きますので、是非ともですね、ここは全部埋まるようなことをですね、前向きに弾力のあるようなことをですね、考えられて、是非ですね、あそこが埋まって、皆さんがですね、町民の方がみんなここに来られるようなことをやってもらいたいというふうに思います。そのためにもですね、やはり町長が判断するとなつとりますが、やっぱり議会とですね、話をしながら、ここはもうちょっと下げたがよかけんどがんですかとか、そういう話もですね、是非やってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えしますが、基準単価というのは行政が決めていかなければならない。その判断をするのが議会でありますから、そこに立ち入ってもらうと困る。提案したときにですね、いろいろな意見を言うてもらおうといいですけど、中に入ってきてもらおうとね、越権行為になる。そのことはね、考えていただきたい。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） こういう議論をすることが非常に大切だと思いますので、町民の心配がな

いようにですね、やはり全部埋まるように頑張ってもらいたいと思います。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第12号 玉東町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、議案第12号「玉東町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） おはようございます。

議案第12号について御説明させていただきます。玉東町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定ことについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月6日提出、玉東町長。

提案理由です。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を制定するものです。

概要を御説明させていただきます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律で、接近禁止命令等の養護が定義されたことに伴い、本条例を整備するものです。

2枚目は改正文でございます。詳細につきましては3枚目の新旧対照表をもとに行ってまいります。3枚目をお願いします。左が現行、右が改正後案です。

（定義）第2条でございますが、この定義の全文を改正するもので、主に改正後案の中段でございます（5）です。父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号第10条第1項又は第10条の2の規定による命令、母又は父の申し立てにより発

せられたものに限る)を受けた児童の条文を追加しまして、併せて第2条全体の文言の整理を行うとともに、条文の整理を行っているところです。

2枚目の裏面をお願いします。

下から3行目の附則です。施行期日、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、御提案申し上げます。よろしくお願いします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第13号 玉東町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松尾純久君) 日程第3、議案第13号「玉東町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、小島隆一君。

○建設課長(小島隆一君) おはようございます。

議案第13号について御提案いたします。

議案第13号、玉東町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月6日提出、玉東町長。

提案理由です。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が、令和6年4月1日から施行されるのに伴い、玉東町営住宅管理条例の一部を改正する必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

改正の概要について御説明いたします。

配偶者からの暴力被害者及び犯罪被害者等の居住の安定を図るため、入居申し込みに係る資格を緩和するとともに、入居者の選考において、優先的な取り扱いを行う必要があるための改正でございます。

2 ページ目が改正文になりますが、説明は別紙の新旧対照表で御説明いたします。

法令改正に伴い第5条第2項第8号中の文言を改め、同号に新たにウの内容を追加いたします。ウの内容についてですが、公営住宅の入居の取り扱いについて、優先入居を認められるDV被害者に対して、被害者の保護に関する証明書に加え、新たに配偶者暴力対応機関、行政機関または関係機関と連携して、DV被害者支援を行っている民間支援団体において確認がされるものも、これまでの証明書が発行されているものと同様に扱うこととするための追加でございます。

2 ページ目の改正文にお戻りください。

附則です。施行期日は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、御提案申し上げます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第14号 玉東町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第14号「玉東町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） それでは、議案第14号を御提案いたします。

議案第14号、玉東町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月6日提出、玉東町長。

提案理由です。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が、令和6年4月1日から施行されるのに伴い、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることになったため、この条例を制定しようとするものでございます。

2 ページは改正文になります。別紙の新旧対照表をご覧ください。

厚生労働省が所管している水道整備管理行政については、社会資本整備や災害対応に関する専

門的な能力、知見を有する国土交通省に移管することとなることから、改正が必要となります。

第5条の中段に「国土交通省で定める」というふうに変更になります。

改正文にお戻りください。附則です。この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、御提案申し上げます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第15号 玉東町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第15号「玉東町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 議案第15号を御提案いたします。

議案第15号、玉東町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について。

玉東町簡易水道事業基金条例を廃止する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和6年3月6日提出、玉東町長。

提案理由です。公営企業会計への移行に伴い、毎事業年度に生じた利益は積立金として経理することが可能となり、基金を積み立てる必要がなくなったためこの条例を制定しようとするものでございます。

次のページ、改正文になります。

玉東町簡易水道事業基金条例は廃止するという内容ですが、令和6年4月1日より、公営企業会計への移行に伴いまして、公営企業内での運用でこれから積立金を行っていくということになりますので、これまでの基金条例は廃止することになります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行することになります。

以上、御提案申し上げます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号 令和5年度玉東町一般会計補正予算(第9号)

○議長(松尾純久君) 日程第6、議案第16号「令和5年度玉東町一般会計補正予算(第9号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) それでは補正予算(第9号)を御提案いたします。

予算書のほうは1枚おめくりください。

議案第16号、令和5年度玉東町一般会計補正予算(第9号)。

令和5年度玉東町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

第1条(歳入歳出予算の補正)、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,423万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,969万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条(繰越明許費)、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条(債務負担行為の補正)、債務負担行為の変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条(地方債の補正)、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月6日提出、玉東町長。

1ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。補正を行った款項の区分のみ説明いたします。

1款、町税、1項、町民税は369万7,000円を追加、2項、固定資産税は1,388万3,000円を追加、4項、町たばこ税は283万2,000円の減。

2ページ目です。

12款、分担金及び負担金、1項、負担金、65万8,000円の減、13款、使用料及び手数料、1項、手数料、711万9,000円の増、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は1,189万8,000円を追加、2項、国庫補助金、846万8,000円を追加。

15款、県支出金、1項、県負担金は508万1,000円を追加、2項、県補助金、3,386万6,000円を追加。

16款、財産収入、1項、財産運用収入は513万2,000円を追加。

17款、寄附金、1項、寄附金は150万円を追加。

18款、繰入金、1項、特別会計繰入金は58万の減、2項、基金繰入金、1億3,038万2,000円の減。

20款、諸収入、3ページ目です。4項、雑入は173万3,000円の減。

21款、町債、1項、町債は5,977万6,000円を追加。

歳入合計、補正前の額に1,423万5,000円を追加し、66億6,969万5,000円といたします。

続いて4ページ目をご覧ください。歳出です。

1款、議会費、1項、議会費は57万8,000円の減。

2款、総務費、1項、総務管理費、3,649万8,000円の減、2項、町税費60万の減、3項、戸籍住民基本台帳費、298万の追加。

3款、民生費、1項、社会福祉費、739万3,000円の減、2項、児童福祉費、1,653万4,000円を追加。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、39万2,000円の減。

6款、農林水産業費、1項、農業費、955万9,000円の減。

8款、土木費、1項、土木管理費、428万5,000円の減。

5ページ目です。2項、道路橋梁費、762万9,000円の減、5項、住宅費、116万3,000円の減。

9款、消防費、1項、消防費、644万7,000円の減。

10款、教育費、1項、教育総務費、55万の減、2項、小学校費、5,782万2,000円を追加、3項、中学校費、3,015万1,000円を追加、5項、社会教育費、456万1,000円の減、6項、保健体育費、400万の減。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、859万7,000円の減、2項、公共土木施設災害復旧費、100万円の減です。

歳出合計、補正前の額に1,423万5,000円を追加し、66億6,969万5,000円と定めます。

6ページ目をご覧ください。

こちらは第2表、繰越明許費であります。こちらは地方自治法第213条第1項の規定に基づくもので、本年度内にその支出が終わらない見込みのため、翌年度に繰り越して使用するものを記載しております。款、項、事業名及び金額を定めております。

繰り越す理由としましては、国の補助事業と連動するもの、年度間をまたぐ事業設計のもの、事務事業の進捗の遅れに伴うもの等があります。

こちらの表、事業名と金額のみ読み上げていきます。

新庁舎建設事業、6億7,732万2,000円、L P ガス使用世帯支援事業630万円、住民基本台帳システム改修事業1,296万9,000円、戸籍システム等移設事業196万4,000円、住民税均等割のみ世帯課税に対する給付金事業2,020万5,000円、低所得者の子育て世帯に対する給付金事業1,005万6,000円、危険ブロック塀撤去等事業65万2,000円、道路新設改良補助事業6,761万8,000円、排水路整備事業350万1,000円、カントリーパーク整備事業4,361万4,000円、防災行政無線等移設事業2,981万3,000円、小中学校校舎L E D改修事業385万円、山北小学校校舎L E D改修事業2,981万1,000円、木葉小学校校舎L E D改修事業3,271万6,000円、玉東中学校校舎L E D改修事業3,074万1,000円、農林水産施設補助災害復旧事業941万8,000円です。

ここで一番上の新庁舎建設事業について補足説明をさせていただきます。

本事業の繰り越しする事由につきましては、事務事業の進捗の遅れに伴うものであります。具体の理由としましては、町長の提案理由の説明でありましたように、全国的な幹線ケーブルの不足によるものです。幹線ケーブルの不足の背景としましては、県内におきましては、ソニーの半導体工場、東京エレクトロンの開発等の建設、全国的には大阪万博関連工事の影響と言われております。加えて能登半島地震の影響も出ているというような見方がされております。現場に確認したところ、未だメーカーからの納期の解答はなく、現時点では納期のめどは立たないという状況とのことです。幹線ケーブル関連の工事の進捗状況としましては、幹線ケーブルが関係する内部工事についてはすべて終了しております。空調設備関係、給水ポンプ関係の一部の外部工事が残っているとのことです。

いずれにしましても令和6年5月1日の新庁舎落成式の開催、5月7日からの新庁舎での業務開始に向け、町も工事現場も全力をあげて取り組んでいるところです。どうか御理解いただきたいというふうに思います。

それでは説明に戻ります。7ページ目です。

第3表、債務負担行為補正。変更分は健康管理システム使用権許諾料、変更前が998万、変更後が851万7,000円です。廃止につきましては、ふれあいの丘交流センター自動券売機リースです。こちらは券売機の購入に伴い廃止をするものです。

続いて予算書は8ページ目をご覧ください。

第4表、地方債補正です。まず追加分としましては、学校教育施設等整備事業補正予算債です。限度額を5,880万円と定めます。変更分につきましては、緊急自然災害防止対策事業、補正前の限度額が3,300万円、補正後は500万円を追加しまして、限度額を3,800万円と定めます。緊急防災減災事業は、補正前の限度額が7,440万、402万4,000円を減額しまして、補正後の限度額が7,037万6,000円と定めます。

予算書のほうは11ページ目をお開きください。

詳細について御説明していきます。今回の補正予算につきましては、事業実績に基づくものになりますので、説明については簡略化した形で対応させていただきますので、御了承いただきたいと思っております。

2、歳入、1款、町税、1項、町民税、1目、個人、369万7,000円を追加します。収入見込み

の増に伴うものです。2項、固定資産税、1目、固定資産税は1,388万3,000円を追加します。こちら収入見込みの増に伴うものです。4項、町たばこ税、1目、町たばこ税は283万2,000円を減。

12款、分担金及び負担金、1項、負担金、4目、災害復旧費負担金は65万8,000円を減。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、衛生使用料は800万円を追加します。こちらは交流センター入館料でありまして、入館者の増加に伴い800万円を追加しております。3目、土木使用料は88万1,000円の減、地域優良賃貸住宅使用料、アベニール木葉ですけれども、こちらについては185万8,000円を追加しております。

続いて、12ページ目をご覧ください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金です。1,233万2,000円を追加します。5節の児童福祉費国庫負担金ですけれども、特定教育・保育施設措置費現年分としまして、保育給付費の基準見直しに伴いまして追加しております。充当先としましては、3款、民生費の子ども・子育て支援事業に充当いたします。3目は災害復旧費国庫負担金です。43万4,000円の減、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は1,992万2,000円を減とします。9節につきましては、社会保障税番号制度システム整備費補助金308万円です。こちらは2款、総務費の住基システム改修費に充当します。27節、デジタル田園都市国家構想推進交付金、地方創生拠点整備タイプ、こちらは庁舎1階部分に関するものです。交付額の確定に伴いまして159万7,000円を追加します。31節、レジリエンス強化型ZEB実証事業補助金は、交付額の確定に伴いまして、1,878万1,000円を減とします。庁舎建設事業に関する分です。2目、衛生費国庫補助金は107万7,000円を減、内容は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金でありまして、こちらは4款、衛生費、健康管理システム改修費のほうに充当することとしております。

13ページ目です。3目、土木費国庫補助金は44万円を追加、4目、教育費国庫補助金は2,902万7,000円を追加します。2節で学校施設環境改善交付金、こちらは補助率が3分の1でありまして、10款、教育費、小中学校3校のLED改修工事のほうに充当することとしております。

15款、県支出金、1項、県負担金、1目、民生費県負担金は508万1,000円を追加します。5節です。特定教育・保育施設措置費、現年分です。先ほどと同様、3款、民生費の子ども・子育て支援事業のほうに充当します。2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、4,867万5,000円を追加します。こちらは熊本地震復興基金でありまして、充当先としましては、木葉駅エレベーター設置事業のほうに財源の振り替えをすることとしております。3目、衛生費県補助金は21万1,000円の減、5目、農林水産業県補助金は322万1,000円の減、6目、災害復旧費県補助金は802万7,000円の減となります。

14ページ目です。教育費県補助金は335万の減。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金は513万2,000円を追加します。基金利子決算見込みに伴いまして、それぞれ基金利子のほうを追加しております。

17款、寄附金、1項、寄附金、2目、指定寄附金、150万円を追加します。ウクライナ避難民支援寄附金として150万円を計上しております。

18款、繰入金、1項、特別会計繰入金、6目、後期高齢者医療特別会計繰入金は58万の減。

15ページ目です。2項の基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、8,170万7,000円を減とします。補正予算の歳入余剰につきましては、本基金繰入金を減額することで調整しております。

4目、地域福祉基金繰入金は3,122万5,000円の減、11目、平成28年熊本地震復興基金繰入金は1,377万5,000円を追加します。エレベーター設置事業のほうに充当し、財源の振り替えを行っているところです。12目、ふるさと納税寄附金基金繰入金は3,122万5,000円を減とします。

20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入です。173万3,000円を減とします。内容としましては、一つに地域環境整備協力金は300万円全額減としております。

21款、町債、1項、町債、4目、教育費は5,880万円を追加します。学校教育施設等整備事業債、補正予算債です。10款、教育費のLED改修のほうに充当します。5目、土木費は500万円を追加します。緊急自然災害防止対策事業債です。8目、土木費に充当します。6目、消防費、402万4,000円の減となります。

続いて16ページ目をご覧ください。歳出のほうに入っていきます。人件費の補正もありますけれども、人件費については説明は割愛させていただきます。

1目、議会費は57万8,000円の減となります。説明欄です。職員給与費不足分を32万2,000円追加しております。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は1,574万9,000円を減とします。二つ目の丸です。ウクライナ支援事業は189万9,000円の減、うちウクライナ避難民支援基金積立金は150万1,000円を計上しております。3目、財産管理費は1,395万9,000円を減とします。財産管理費は104万1,000円の追加、基金利子の実績見込みに伴うものです。うち地域環境整備基金積立金については300万円減としているところです。新庁舎建設費は1,500万円の減です。こちらは議会棟浄化槽設置分、外灯整備分、屋外サイン工事分につきましては、外溝工事との兼ね合いからですね、次年度へスライドして実施しますので、その分を減額しているところです。6目、企画費は580万9,000円の減です。企画事業は500万円の減、デジタル田園都市国家構想総合戦略策定業務委託料につきましては、一旦皆減させていただきますけれども、次年度改めて計上させていただきたいと考えております。ふるさと納税事業は49万1,000円を追加、木葉駅構内エレベーター設置事業は1,300万円の減となります。7目、電算管理費は98万1,000円の減、うち業務用端末設定業務委託料、業務用端末購入費は、次年度新規採用職員分のパソコン代というふうになります。

2項、町税費、1目、税務総務費は60万円の減、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は298万円を追加、住基システム改修業務委託料です。308万円です。マイナンバーカードへのローマ字表記及び戸籍附票へのふりがな記載を可能とするためのシステム改修費となります。

18ページ目をご覧ください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は607万9,000円を減です。社会福祉総務費は204万円の減、地域福祉基金助成事業は59万9,000円を追加、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業は339万円の減、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金は74

万8,000円の減となります。2目、老人福祉費は209万1,000円を減額とします。老人福祉費は109万1,000円の減、それから老人保護措置事業は100万円の減となります。4目、障がい者福祉費は135万4,000円を追加します。こちらは自立支援医療費給付事業ということで、医療給付費の増加に伴って135万4,000円を今回追加しております。5目、後期高齢者医療費、57万7,000円の減です。特別会計繰出金分です。

19ページ目です。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は215万1,000円を減とします。子ども医療費は250万6,000円の減、うち子ども医療扶助費単独分につきましては、医療費の増加に伴いまして200万円を追加しているところです。ひとり親世帯以外の低所得者給付金は、返還金で35万5,000円を追加しております。2目、児童福祉費は250万円の減、4目、子ども・子育て支援事業費は2,118万5,000円を追加しております。こちらは特定教育・保育施設運営費分でありまして、保育士等の処遇改善加算分、算定方法の変更に伴う山北保育園の認定こども園移行に伴う増額分を今回計上しているところです。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は100万円の減です。2目、予防費は30万8,000円を追加、健康管理システム改修業務委託分です。3目、環境衛生費は財源の振り替えです。

20ページ目です。8目、交流センター運営費は30万円の増、内訳は燃料費として90万円の増、光熱水費は60万減としております。

6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費は126万1,000円の減、農地利用最適化事業の分です。4目、農業総務費は40万円の減、5目、農業振興費は789万8,000円を減です。農産品加工センター運営事業については2万5,000円の追加、燃油高騰対応緊急対策事業は169万円の減、農業機械等先進技術導入支援事業については、313万3,000円の減、新規就農者育成総合対策事業は310万円の減としております。

8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は、428万5,000円の減です。

21ページにいきまして、2項、道路橋梁費、1目、道路維持費は財源の振り替えとなっておりまして。一般財源から特定財源、地方債に財源を変更しております。2目、道路新設改良費は762万9,000円の減、道路新設改良補助事業分です。5項、住宅費、1目、住宅管理費は116万3,000円の減、上木葉団地解体工事分です。

それから、9款、消防費、1項、消防費、4目、防災管理費は644万7,000円の減です。防災管理事業分644万7,000円の減となります。

22ページ目をご覧ください。

10款、教育費、1項、教育総務費、2目、学校教育費は55万円の減となります。学校教育費につきましては185万を追加しております。小中学校校舎LED改修工事管理業務として385万円を追加しております。こちらにつきましては、蛍光灯の生産が2027年をもって終了することを背景に、校舎の証明をLEDに更新する事業の分として計上しております。財源としましては国庫補助金が3分の1、起債のほうを3分の2充当して対応することとしております。

2項、小学校費、1目、学校管理費は41万5,000円の追加です。木葉小学校管理費です。こちらは次年度木葉小学校の学級数が1学級増えることに伴いまして、消耗品費、児童用の机、いす分で29万3,000円、庁用器具費として12万2,000円を追加計上しているところです。2目、教育振興費は112万円の減です。いずれも山北、木葉それぞれ就学扶助費の実績に伴って減としております。5目、学校施設整備費は5,852万7,000円を追加します。山北小学校LED改修工事分として2,981万1,000円、木葉小学校におきましては減額もありますが、LED分は3,271万6,000円です。

23ページ目です。

中学校費です。2目、教育振興費は59万円の減、4目、学校施設整備費は3,074万1,000円を追加します。校舎LED改修工事分であります。

5項、社会教育費、1目、社会教育総務費は340万1,000円の減です。社会教育総務費、地域学校共同本部推進事業分、学習支援事業分をそれぞれ減額しております。2目、公民館費は116万円を減です。公民館費の光熱水費等々を減額しております。3目、文化財保護費は財源の振り替えとなっております。

6項、保健体育費、1目、保健体育総務費は400万円の減です。部活動の地域連携事業分です。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費は859万7,000円の減としております。実績に伴うものです。

最後24ページ目です。

11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費は財源の振り替えです。2目、単独災害復旧費は100万円の減、実績に伴う減額となります。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみません、2点、6ページの繰越明許費の新庁舎の部分ですけれども、町長の提案理由と企画課長の説明で十分理解はいたしました。その点でですね、いつ納入されるか分からないということですが、もう新庁舎での業務というのは決まっております。もう期間がありませんけれども、その点は業者の方たちは、ある程度そこまで納入して幹線ケーブルをというようなことは、ある程度は準備ができていうか、納入が可能かということは思っておりますかね。その点が1点。

それともう一つ、14ページの寄附金、寄附金の14ページですね、寄附金がウクライナ避難民指定寄附金で150万ございますね、この点の説明を少しいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 5番、坂村議員の御質問にお答えします。

まず幹線ケーブルの件なんですけれども、先ほども現場のほうからはですね、ちょっとめどがたたないということは、一応今週月曜日にですね、最新のときにちょっと確認したときにもですね、未だメーカーのほうからですね、いついつ納期がなるというような回答がもらえないというような状況だそうです。だけん状況的にはちょっとまだ見通しは立たない。ただ、さっきも言ったように現場のほうもですね、竣工に向けてはできるところからですね、やっているというところ。ただ、その納期が実際いつになるかというようなところなんですけれども、これは推測の話で申し訳ないんですけれども、業者もですね、何となく肌感としてはですね、4月になったらですね、ひょっとしたら納期が入ってきはしないかなというような感覚を持っていらっしゃるということで、すみませんこれは確定ではないんですけれども、そういった肌感覚で現場のほうは今現状そういった状況ということです。

それから2点目のウクライナ避難民の基金の積立金ですけれども、

（寄附金。）

積立金ですかね。

（これは積立金ですか。）

寄附金ですね、寄附金でしょう、はい分かりました。

（150万。）

150万ですね、これはですね、150万今回計上しておりますけれども、ふるさと納税のですね、仕組みを使って、1口2,000円ですかね、そのウクライナ避難民事業への寄附金ですよ、というものは昨年度からやっているんですよ。昨年度から継続してやっています。今年度分ですね、今年度分、4月以降にそのウクライナ避難事業への寄附として1口2,000円、いただいた今、金額が90万ぐらいあるんですよ。その分を指定寄附金として受け入れているというようなところ。あと150万については、今後3月もありますので、ひょっとしたらまとまった金額の寄附がいただけることも想定してですね、一応150万というところで歳入のほうは見積もっているというようなところ。以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 感覚でそういうふうに現場のほうが思っておられる。もしですよ、それが入ってこん場合はどういう状況になりますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 当然ですね、その想定も現場のほうも私たちが十分しております。今当座はですね、5月1日の落成式、それから5月7日の業務開始を目指して事務のほうは進めているんですけれども、本当最悪そういった状況になればですね、今の工程がやはり当然後ろ倒しにならざるを得ないというようなことは一応は想定しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） そのときは今のままの庁舎で、現庁舎で業務を遂行していくということですか。

（そうなります。）

それに併せて、例えばいろんな引っ越しをされたりとかいう段取りをずっと計画をされておりますが、そういうのは業務には差し支えない部分でのそういった移転というか、引っ越しとか、そういうことをされるわけですか。はっきり業務ができるというときにすべて移転するような形になるじゃないですか。4月の段階でまだ納入がはっきりして、肌で感じておられると、現場は、ということは5月には業務が開始されるわけですので、そういった流れるには、そういうのを見ながら、感触を現場から伺いながら移転を進めていかれるということですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりですね、住民に支障がないように現庁舎を利用しながら移転準備を進めていく、机とかいすとかすべて完備、4月のうちにはできますから、あとはですね、さしあたり必要のないやつは各自移動させていきますから、業務には支障がないように取り計らっていきたいと考えております。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 寄附金のことは分かりました。すみません。この件は当然どうしようもできんことであってですね、行政側としてはですね、それは分かります。ただそういったところをどういうふうな形で進めていかれるかということまでですね、伺いたいということで質問いたしました。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 何に使ったかじゃなくて、今度は収入が増えているとこ、11ページの交流センター入館料800万、7割も増えていることをちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

コロナ禍でですね、入館料、入館者数かなり減っていました。それに対しまして、令和4年度ですね、入館者が1日当たり186人というふうなことでですね、4万8,000人程度で年間入館者ございましたけど、今年度におきましては、大体1日当たり220人、昨年がお話ししましたとおり4万8,000人に対し、2月までで既に6万9,000人の入館がっております。そういう部分をですね、見越しまして800万円増額で計上しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） コロナ禍の前と比べたらどうなんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） コロナ禍前ですね、令和元年度の入館者数が6万2,875人となっておりますので、その分も加味しましても既に7,000人ほど増えていると、3月分まで入れればもう少し増えるような形になります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 7,000人も増えているということは、1日に2、30人増えているということになりますね。その原因というのがもし具体的に分ければ、やっぱり町民も良いことも教えなきゃなんないからですね、よければ教えてください。

○議長（松尾純久君） 分ければの話だけどということで、推量でもいいですけど。

保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） アンケートをとっていませんので、一つずつですね、その理由について確認したわけではございませんけど、やはりですね、和水町さんですね、温泉がまず廃業された分とですね、あとは非常にですね、展望サウナの評判が非常に良いことを聞いております。特にですね、4月の平均でいきますと1日150人程度だったのがですね、11月に交流祭りを11月26日に開催しました。11月時点ではまだ175人程度でしたけど、そこからですね、12月が1日当たり195人、1月が219人、すみません、ちょっと今のは間違えました。もう一つ前の数字でした。

（いや、なぜ増えたかぐらいでいいです。）

いいですか、じゃあ展望サウナですね、多分利用者の増だと思えます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 過去にですね、町内より町外が多かったわずかな時期もあった記憶はあるんですけども、なるべくはね、町内の人たちに、もともとあそこを造ったのが、健康増進とかコミュニティスペースとかということでき上がったから、町外の方にももちろん来ていただきたいんだけど、やっぱり町内の何ていうかな、利用者を増やすためにはね、イベントをもっとたくさん、特に子どもが行けば大人も行くということになりますから、なるべく子どもたちが入りやすいようなことをやっていただければいいかなと思います。こういう良いことはね、町民のほうにも、あそこは赤字だろうが赤字だろうと言われて続けていましたので、早速聞かれたら丁寧に報告しておきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 6ページですね、繰越明許費の土木費のですね、危険ブロック塀撤去事業ですね、この少し中身を。それと11ページ、たばこ税が大分減っていると思いますが、

（ちょっと待って、8款の土木費の危険ブロック撤去事業ですか。）

はい。11ページですね、町税でですね、町たばこ税が283万2,000円減っておりますが、ちょっとこの要因をですね、お願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

御質問は線越明許費の危険ブロック塀撤去等事業になりますけれども、この65万2,000円につきましては、令和5年度の事業で、通学路における危険ブロックの撤去及び新設に対する県の補助、国の補助、県国の補助があります。この事業について令和5年で1件申請があつて工事が竣工しております。もう1件申請がありました。その分について工事が今年度ではちょっと間に合わないということで、この2件目分の65万2,000円を繰り越しているところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

たばこ税の減収の件になりますけれども、こちらはですね、毎月報告があつているんですけれども、そちらの実績がですね、見込みよりも少ないという見込みが立ちましたので減額補正をしております。年度当初はですね、例年並みに収入があるところで予算を立てておりましたけれども、2月末時点でですね、減収というところでですね、減額をしております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） まずブロック塀なんですが、通学路にですね、やっぱり地震のあとにですね、やっぱりひびの入つとつとがありますね、これは自己申告でその所有者がなされるわけですかね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

危険ブロックを町のほうで通学路における危険ブロックを調査いたしました。その危険と該当するブロック塀の所有者に対しては、判断基準をもとに危険であるかどうかの通知を行ったところでございます。しかし、撤去については御本人の申告になりますので、できるだけ危険ブロックが減るような周知は行っているところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 私もですね、木葉の小学校からですね、ずっと来るときに、ブロック塀にですね、亀裂が入つとるところがあるんですが、このブロックの撤去というのは、申告すれば100%所有者は負担はないんですか、それとも負担が発生するんですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） お答えいたします。

危険ブロックの撤去に対する補助が、国の2分の1の補助があります。撤去に関してはご本人の負担はございません。町が残り2分の1を負担いたします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） はい、分かりました。やはりですね、災害はいつあるか分かりません。また子どもたちがですね、やはり通学路の近くでもですね、やはりそういったところでですね、子どもは毎日遊ぶのが仕事のようにしておりますので、やはり危険なところはですね、できるだけ早くですね、取り除くように頑張ってくださいと思います。終わります。

それとたばこ税なんですが、やはり一時ですね、たばこ税が増えた時期がありましたですね。要因として、セブンとかああいうところが売上げが伸びたというような話を聞いておりますが、やはりたばこの消費全体がですね、減っているのか、それともどこかよそで買われているのか、そのへんについては分かりませんか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） お答えします。

税率の改定が令和3年度にあっておりますけれども、そのとき税収が一時上がったんですけれども、それからですね、減収傾向になっておりますので、町外で買われているかどこで買われているかというのは、町外の市町を確認しているわけではないですけれども、町内での購入は減っているということになります。税率のほうが上がっているので令和3年まではですね、税収としては上がっていたんですけれども、それからは下降しているということになります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今、健康志向でですね、たばこをやめられる方も多いというふうに思いますが、やはり周りを見ればですね、結構吸われております。たばこ税は貴重な財源ですので、できるだけですね、町内で買っていただくようにですね、そのへんの宣伝もよろしく願います。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 11ページの一番上のほうですね、総務費、総務管理費、説明のほうで、ごめんなさい2番目ですね、総務管理費の企画費の中で説明で

（11ページにはそれはない。）

あ、17ページ、失礼しました。

（17ですね。）

17です。款の6企画費の中で、これ説明の中で、企画事業、デジタル田園都市国家構想総合戦略策定業務委託料、これ500万、次年度に委託するというか策定するというようなことの説明だったかなと思いますけれども、これはどういう理由だったのかなというのがちょっともう一度お答えしていただきたいというのと、これ関連があるのかないか分かりませんが、●●●収入のほうで27、説明のちょうど真ん中あたりで、デジタル田園都市構想国家交付金、このへんの兼ね合い

は全然気にしなくてもいいものなのかというのを、併せて答弁のほうをお願いします。

(12ページの。)

すみません、12ページの。

(はい、これと連動するかどうかということ。)

○議長(松尾純久君) 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) 8番、清田議員の御質問にお答えします。

まず1点目の企画事業の中のデジ田の総合戦略の策定業務ですけれども、今年度ですね、全額を落とした理由としてはですね、二つありまして、1点目がですね、現行のまち・ひと・しごとの総合戦略の計画期間が、実は来年度、令和6年度までであるということが一つと、もう一つが、今回この計画については人口ビジョンのほうもですね、併せて作ろうと思っています。その人口ビジョンの基になるですね、推計人口のデータ、社人研がいつも出しますけれども、その社人研のデータが今年度末からですね、公表しているということもあってですね、なかなかまだ今年度は作れなかったということがあって、その二つの要因から今年度は一旦落として、次年度また改めて計上させていただくというふうに考えているところです。

それから、歳入のほうのデジ田の補助金についてはですね、今言った策定業務とは関係しておりません。こちらについては役場庁舎建設の1階部分、1階部分の民間テナントに係る内閣府の補助金というふうになります。

以上です。

○議長(松尾純久君) 8番、清田高広君。

○8番(清田高広君) ちょっと内容的にですね、ちょっと分からないところがあったので、今の説明で十分かと思います。

○議長(松尾純久君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 日程第7 議案第17号 令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(松尾純久君) 日程第7、議案第17号「令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） それでは、議案第17号について御提案いたします。

1枚目をお開きください。

議案第17号、令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ743万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,966万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月6日提出、玉東町長。

1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、補正のある項目のみ読み上げます。

歳入、1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、712万3,000円を減額いたします。

4款、県支出金、1項、県補助金、77万6,000円を減額いたします。

7款、繰入金、1項、他会計繰入金、46万円を追加いたします。

最後の行です。歳入合計、補正前の額に743万9,000円を減額し、7億3,966万7,000円といたします。

次のページをお願いします。

歳出です。1款、総務費、1項、総務管理費、53万円を追加いたします。

5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、225万4,000円を減額いたします。

6ページです。

最後から1行目です。9款、予備費、1項、予備費、571万5,000円を減額いたします。

歳出合計が、補正前の額に743万9,000円を減額し、7億3,966万7,000円といたします。

6ページをお願いします。

2、歳入、1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税、補正額712万3,000円の減額でございます。こちらは1節から3節分です。今年度12月までの実績をもとに計上しております。内訳としましては右欄のとおりでございます。

次の枠です。4款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費交付金、77万6,000円の減額でございます。こちらの実績見込みにより特定健診等の負担金の減額をしております。

最後の枠です。7款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、46万円の追加です。内訳としましては、4節の53万円、追加で職員給与費等繰入金と7節、未就学児均等割保険料繰入金、実績に伴い7万円の減額でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、53万円の追加です。内訳としましては、3節、職員手当、4節、共済費になっております。

次の枠です。3款、国民健康保険事業費納付金、1項、医療給付費分、1目、一般被保険者医

療費給付費分、こちらは財源の組み替えでございます。

3 枠目です。5 款、保健事業費、1 項、特定健康診査等事業費、1 目、特定健康診査費等事業費、225万4,000円の減額です。こちらは委託料の特定健診委託料の減額で、実績見込みによる減額でございます。

最後の枠です。9 款、予備費、1 項、予備費、1 目、予備費、57万1,500円の減額で、歳入歳出調整のため減額しております。

以上、御提案申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、清田高広君。

○8 番（清田高広君） 今度は7ページですね、特定健診等事業費の中の特定健診委託料を減額されているということでしたので、これの現在どれくらい減ってしまったのか、コロナ禍が過ぎましてね、健診も増えてくるのかなというふうな感じがしましたが、要するにこれが減って減額されたというふうなことで解釈していいのかどうかというのを含めて答弁をお願いします。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 8 番、清田議員の御質問にお答えします。

特定健診の委託料、当初はですね、650名で組んでおりましたけど、見込みとして500名程度というふうなことでですね、減額しております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 8 番、清田高広君。

○8 番（清田高広君） これ減ってしまった。だんだん少なくなっている傾向にももしかしたらあったのかなて、ちょっと私の勘違いかもしれないですけど、そのへんを含めて、今減っているということですけど、このへんの対策については何かお考えでしょうか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 500名にですね、減額はしておりますけど、昨年度の実績がですね、473名ですので、若干増加するんじゃないかというふうな見込みで予算のほうは計上しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8 番、清田高広君。

○8 番（清田高広君） 了解しました。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第18号 令和5年度玉東町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

○議長(松尾純久君) 日程第8、議案第18号「令和5年度玉東町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、小島隆一君。

○建設課長(小島隆一君) 議案第18号を御提案いたします。

議案第18号、令和5年度玉東町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度玉東町簡易水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条(歳入歳出予算の補正)既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,117万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月6日提出、玉東町長。

1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、補正を行いました項目のみ御説明いたします。

歳入です。5款、繰入金、2項、基金繰入金、2,000万円を追加いたします。

歳入合計、補正前の額に2,000万円を追加し、1億5,117万1,000円とします。

2ページをお願いいたします。

歳出、3款、予備費、1項、予備費、2,000万円を追加します。

歳出合計、補正前の額に2,000万円を追加し、1億5,117万1,000円とします。

ページ5ページをお願いいたします。

詳細について御説明いたします。

歳入、5款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、基金繰入金は2,000万円を追加いたします。

こちらは公営企業会計移行に伴い、会計内で積み立てをすることができることから、今回基金を取り崩し、令和6年度公営企業会計の運転資金とするための繰り入れでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出、1款、衛生費、1項、簡易水道費、1目、簡易水道管理費は、補正の増減はございませんが、10節、需用費で光熱費の200万円の減額となります。令和4年度の電気代高騰を受けて、令和5年度予算額を多く積算していましたが、価格の低下に転換した余剰金が発生したため、減額を行いました。その減額分を2節、公課費としまして、消費税の中間払いに不足が生じたため、光熱費から振り替えを、財源振り替えを行っております。

続いて、3款、予備費、1項、予備費、1目、予備費は2,000万円を追加いたします。

歳入で繰り入れました基金を令和6年度公営企業会計の運転資金として運用するための予備費でございます。

以上、簡易水道特別会計予算について御提案いたします。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第19号 令和5年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第9、議案第19号「令和5年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは、議案第19号について御提案いたします。

表紙をおめくりください。議案第19号、令和5年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ864万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月6日提出、玉東町長。

次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。補正のある項目のみ読み上げます。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、69万6,000円を追加します。

3款、繰越金、1項、繰越金、50万5,000円を減額します。

歳入合計です。補正前の額に19万1,000円を追加し、864万8,000円とします。

次のページをご覧ください。2ページです。

歳出でございます。補正のある項目のみに読み上げます。

3 款、予備費、1 項、予備費、19万1,000円を追加します。

歳入合計、補正前の額に19万1,000円を追加し、864万8,000円とします。

5 ページをお願いします。詳細について御説明いたします。

1 款、財産収入、1 項、財産運用収入、2 目、利子及び配当金、69万6,000円を追加します。これは国債の運用益確定によりまして、69万6,000円を計上しております。

次の枠です。3 款、繰越金、1 項、繰越金、1 目、繰越金、50万5,000円を減額いたします。これは繰越額確定による補正でございます。

次のページをご覧ください。歳出でございます。

3 款、予備費、1 項、予備費、1 目、予備費、19万1,000円を追加します。これは予算調整のための補正でございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第20号 令和5年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第10、議案第20号「令和5年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 議案第20号について御提案いたします。

議案第20号、令和5年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度玉東町宅地開発特別会計補正予算書（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ391万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,459万1,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月6日提出、玉東町長。

1 ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、補正を行いました項目のみ御説明いたします。

歳入です。2款、財産収入、1項、財産売り払い収入は、421万5,000円を減額いたします。

3款、繰越金、1項、繰越金は30万円を追加いたします。

歳入合計、補正前の額から391万5,000円を減額し、1,459万1,000円とします。

2 ページをお願いいたします。

歳出、1款、宅地開発費、1項、管理費は、391万5,000円を減額いたします。

歳出合計です。補正前の額から391万5,000円を減額し、1,459万1,000円と定めます。

5 ページをお願いいたします。詳細について御説明いたします。

歳入、2款、財産収入、1項、財産売り払い収入、1目、不動産売り払い収入は、421万5,000円を減額いたします。これは二俣分譲地を購入された1区画分の売り払い収入の減額になります。理由は、お客様の建設計画等の変更に伴いまして、金融機関の決済に変更が生じ、令和6年度の収入に変更するための減額でございます。

3款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金は30万円を追加いたします。令和4年度からの繰越金でございます。

最後のページ、6 ページをお願いいたします。

歳出、1款、宅地開発費、1項、管理費、1目、一般管理費は、391万5,000円を減額いたします。18節、負担金補助及び交付金については、定住促進補助金の確定により40万円の減額です。27節、繰出金については、歳入の売り払い収入及び歳出の補助金の確定により、351万5,000円の減額でございます。

以上、御提案申し上げます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

チャイムが鳴りましたがあと1議案ですので続けます。

○議長（松尾純久君） 日程第11、議案第21号「令和5年度玉東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） それでは、議案の説明の前に訂正をお願いしたいと思います。

すみません、1枚目の表紙の裏です。第1条の歳入歳出予算の総額のところの行で、増額となっておりますが、ちょっと文言が追加というところで文言の修正をお願いします。「78万3,000円を追加し」というところでもよろしく訂正をお願いします。

それでは、議案第21号について御提案いたします。

1枚目です。議案第21号、令和5年度玉東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億534万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月6日提出、玉東町長。

1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、補正のある項目のみ読み上げます。

歳入、1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料、136万1,000円を追加いたします。

4款、繰越金、1項、一般会計繰越金、57万8,000円を減額いたします。

最後の行です。歳入合計、補正前の額に78万3,000円を追加し、1億534万4,000円といたします。

次のページをお願いします。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、58万円を減額いたします。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、136万3,000円を追加いたします。

最後の行です。歳出合計、補正前の額に78万3,000円を追加し、1億534万4,000円といたします。

5ページをお願いします。

2、歳入、1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料、58万1,000円の減額です。2目、普通徴収保険料、194万2,000円の追加でございます。こちらは12月までの見込みによりそれぞれ減額、追加をしているところでございます。

2枠目です。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金、36万5,000円を追加いたします。事務費の繰り入れです。2目、保険基盤安定繰入金、94万3,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。6ページです。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、58万円の減額で、一般会計繰出金の減額でございます。

2 枠目です。2 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金、136万3,000円の追加でございます。こちらは18節、負担金補助及び交付金の被保険者保険料の負担の追加でございます。

以上、御提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第1、議案第21号まで終わりましたが、本日の会議はこれで散会にしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明日3月8日は午前10時に開会します。

お疲れさまでした。

散会 午後0時06分